

第2章 韓国のFTAへの取り組み

樋口倫生

1. はじめに

韓国は、生産性を向上させ経済のさらなる成長を実現させるため、2003年以来、積極的に同時多発的な自由貿易協定（以下、FTA）を進めている。これまでのFTAの進捗状況を確認すると（第1表）、既に、チリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、インド、EU、ペルーとのFTAが発効しており、米国とは署名を終え、カナダ、メキシコ、豪州を含む8カ国（地域）との交渉が推進中である。また中国、ロシア、イスラエル等とは、FTA交渉のための環境を調整している段階にある。このように多数の国家とのFTA妥結に努めており、現在（2011年8月）すべてのTPP交渉参加国に対し、FTA発効済みか、交渉中にある（第1表）。

米国とのFTAに関しては、2007年4月に交渉が妥結し、6月に正式署名を終え、国会での承認を待つ状況にあり、またEUとのFTAは2010年10月に署名され、2011年7月に発効している。本稿では、これら二つのFTAに焦点を当て、交渉妥結までの経過、決定した譲許案、それを根拠にした農業部門への影響及び国内対策などについて整理分析する。

2. 韓国農業の動向

FTAについて議論する前に、まず本節で、農業生産額、農村高齢化率、食料自給率といった指標をもとに、韓国農業の現状を概観しておこう。農業生産額の比率をみると（第1図）、2000年代前半までは、コメが高い比率を占めていたが、2000年代になって畜産部門に逆転されており、2009年で21%ほどである。一方、畜産部門は、2000年代に急速に生産を伸ばし、2003年にコメより生産額が大きくなり、2009年には40%近くの比率にある。生産額は中間投入が含まれており、飼料を大量に投入する畜産部門で大きくなる傾向をもつといえるが、韓国農業の構造は、コメから畜産に移行しつつあるのが分かる。

次に、農家戸数を確認すると（第2図）、1970年の248万戸から一貫して減っており、2009年に70年の半数以下の119万戸となっている。農家人口についても、1970年代前半に1500万人弱であったが、2006年には4分の1以上減少した312万人となっている。このような農家戸数や農家人口が減少する過程で、農村の高齢化も急速に進んでいる。第2図から分かるように、高齢者の絶対数は、1970年（71万人）から2009年（106万人）まで50%ほど増加している。

第1表 韓国における FTA の推進状況

相手国 1)	現況	交渉開始	交渉妥結 (仮署名)	正式署名	批准案国 会通過 (韓国)
	発効		(年/月)		
チリ	2004年4月 発効	99/12	02/10	03/2	04/2
シンガポール	2006年3月 発効	04/1	04/11	05/8	05/12
EFTA	2006年9月 発効	05/1	05/7	05/12	06/6
ASEAN (商品分野)	2007年6月 発効	05/2	06/4	06/8	07/4
(サービス分野)	2009年5月 発効	05/2		07/11	
(投資分野)	2009年9月 発効	05/2	09/4	09/6	
インド	2010年1月 発効	06/3	09/2	09/8	09/11
EU	2011年7月 発効	07/5	09/10	10/10	11/4
ペルー	2011年8月 発効	09/3	10/11	11/3	
	署名				
米国	2007年6月 正式署名	06/6	07/4	07/6	
	FTA交渉推進中				
カナダ	2008年3月 第13回交渉	05/7			
メキシコ	2008年6月 第2回交渉	07/12			
GCC 2)	2009年7月 第3回交渉	08/7			
豪州	2010年5月 第5回交渉	09/5			
ニュージーランド	2010年5月 第4回交渉	09/6			
コロンビア	2010年10月 第4回交渉	09/12			
トルコ	2011年3月 第3回交渉	10/4			
日本	2003年12月に第1回交渉。04年11月の第6回交渉後、中断。 11年5月に第2回日韓FTA局長級協議開催。				
	交渉環境の調整段階(主要なもの)				
中国	2010年9月 政府間事前協議第1回会議開催				
中国・日本	2011年6月 産学官共同研究第5回会議開催				
MERCOSUR 3)	2007年10月 共同研究結果発表会				
ロシア	2008年7月 経済 동반者協定の共同研究グループ第2回会議				
イスラエル	2010年8月 FTA共同研究終了				
南アフリカ共和国	2008年12月 民間共同研究開始に合意				
ベトナム	2011年3月 共同作業班第3回会議				
南米 4)	2011年5月 共同研究終了				

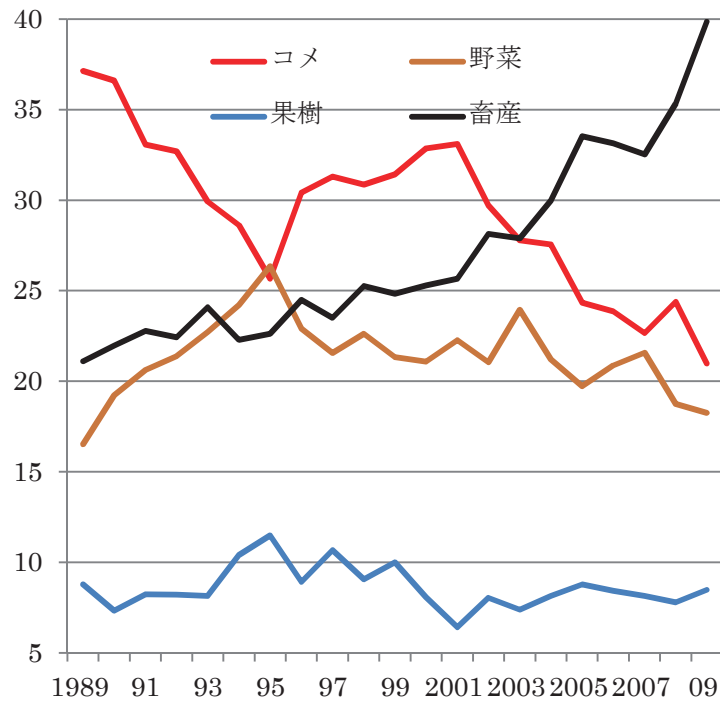
資料：韓国外交通商部（2011）をもとに筆者作成。

注：1) 赤字は TPP（環太平洋戦略的経済連携協定、Trans-Pacific Partnership）加盟国（シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド）と参加交渉国を示す。ASEAN における TPP 加盟国・交渉国は、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ。

注：2) GCC（湾岸協力会議）はサウジアラビア、クウェートなど 6ヶ国からなる。

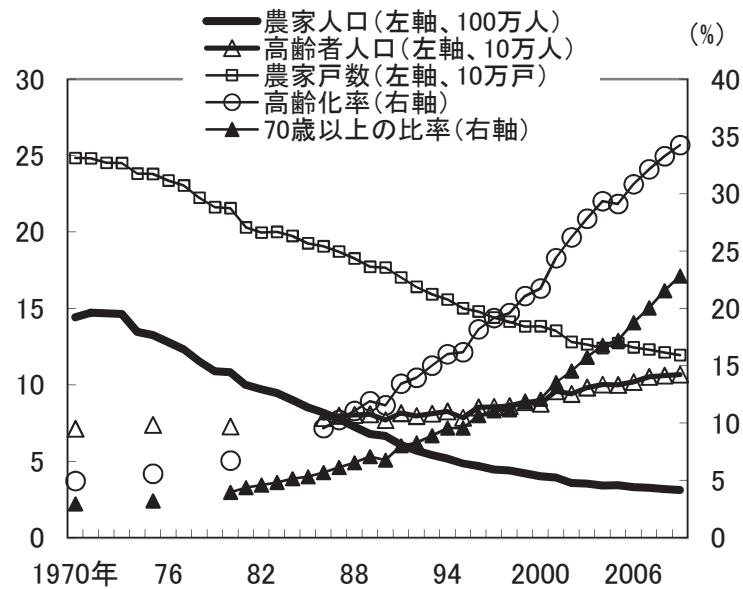
注：3) MERCOSUR（南米南部共同市場）は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイなどの正式加盟国とチリなどの準加盟国で構成されている。

注：4) エルサルバドル、パナマ、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ドミニカ共和国。



第1図 農業総産出額に占める各部門の比率 (%)

資料：韓国統計庁（各年版）。



第2図 韓国の農家の現況

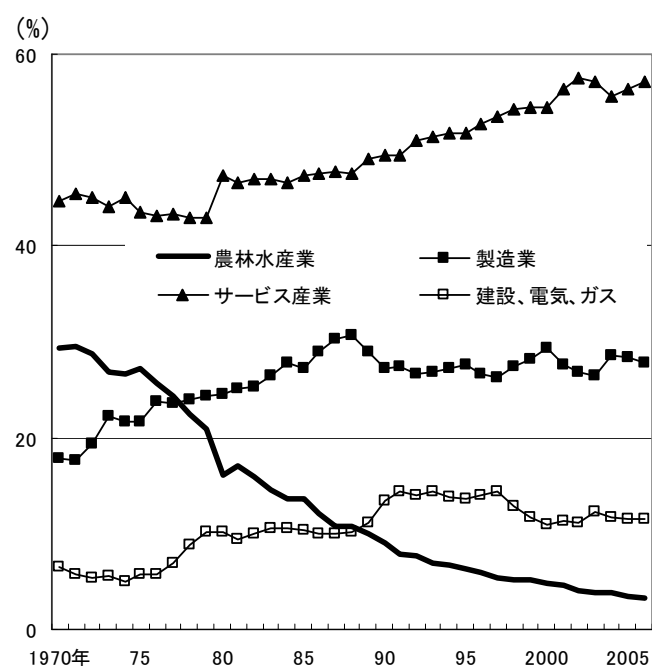
資料：韓国統計庁（各年版）。

注:1) 高齢者人口は 65 歳以上の人口。高齢化率は、農家人口で高齢者が占める比率。

注:2) 全国の高齢化率は、2007 年（9.9%）、08 年（10.3%）、09 年（10.6%）であった。

また高齢化率は、この間に、若年層が農村から都市に移動した影響もあり、急激に上昇している。1970年に4.9%の高齢化率であったが、80年代前半に高齢化社会（高齢化率が7～14%）となり、93年には高齢社会（高齢化率が14～21%）に移行し、わずか6年後の99年に超高齢社会に突入した⁽¹⁾。このように韓国農業では高齢化が急激に進んでおり、その結果として、深刻な担い手問題に直面している。担い手問題の解決は、韓国農業の大きな政策課題といえる。

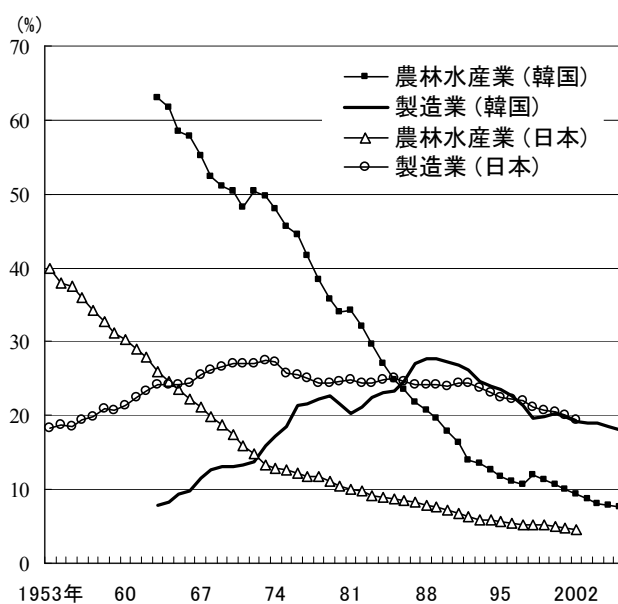
以上のような農村の高齢化が進展する過程で、製造業が輸出を中心に大きく成長し、農業部門の生産性の上昇が相対的に鈍化して比較劣位化が進行した。この比較劣位化は、GDPや全就業者に占める農業部門の割合の低下だけでなく（第3図、第4図）、自給率の推移からも把握できる（第5図）。これまで韓国は、食料の安全保障を確保するために自給率の向上に力点をおいてきた。しかし第5図に描かれているように、カロリーベースの自給率（新系列）が1970年の79.5%から90年に62.6%まで低下し、さらに99年に50%を割り込み⁽²⁾、2008年に48.4%となっている。また、穀物自給率も1966年に100%を越える102.5%であったが、その後急速に低下しており、79年に58.7%となり、90年代後半に3割前後で推移し、2008年には28.4%となっている。



第3図 韓国における各産業部門の付加価値比率¹⁾

資料：韓国銀行（2011）。

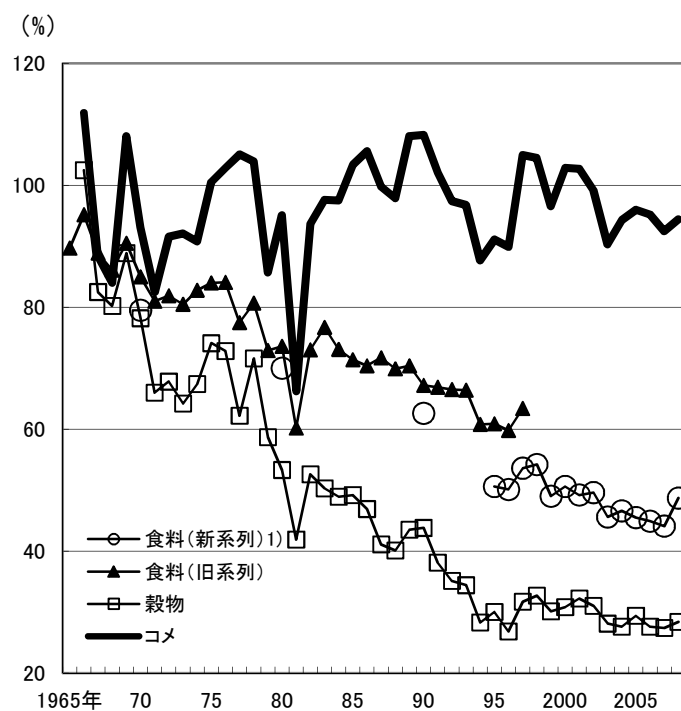
注：1) 各産業部門の付加価値÷GDP。名目値ベース。



第4図 各産業の就業者比率

資料：韓国:『経済活動人口調査』（各年版）。日本:『日本統計年鑑』（各年版）。

注）総就業者に占める各産業部門の就業者の比率。



第5図 カロリーベースの自給率推移

資料：韓国農村経済研究院（各年版）。

注：1) 新系列では、肉類について飼料自給率を考慮している。

第2表 品目別の食料自給率 (単位、%)

年	小麦	大豆	野菜	果実	肉類	牛肉	卵	牛乳	魚介類
1966	43.4	99.4	100	100.6	100	100	103.1	—	118.1
1970	15.4	86.1	100.2	100.2	100	98	99.2	—	115.1
1980	4.8	35.1	100.2	98.6	97.4	93	100	109.7	132.7
1990	0.1	20.1	98.9	102.5	92.9	53.6	100	92.8	121.7
1995	0.3	9.9	99.2	93.2	89.2	50.8	99.9	93.3	100.4
2000	0.1	6.8	97.7	88.7	83.9	53.2	100	81.2	87.7
2001	0.1	7.7	98.3	88.9	81	42.3	100	78.9	77.9
2002	0.2	7.3	97.7	89.1	82	36.6	100	81	63.8
2003	0.3	7.3	94.7	85	81.2	36.3	100	81	61.7
2004	0.4	7.1	95	85.2	83.5	44.2	100	74.2	55.7
2005	0.2	9.8	94.5	85.6	81.6	48.1	99.3	72.8	60
2006	0.2	13.6	92.2	82.6	78.7	47.8	99.4	72.4	60.1
2007	0.2	11.2	90.2	83.5	78.2	46.4	99.4	70.8	65.3
2008	0.4	8.6	91	84.4	78.6	47.6	99.7	72.3	72.4

資料：韓国農村経済研究院（各年版）。

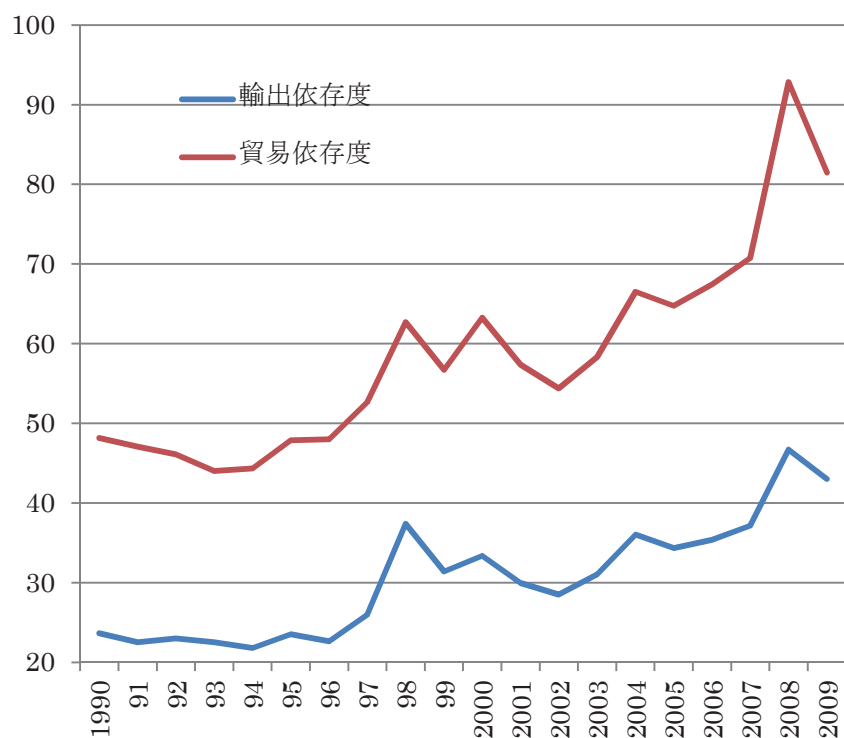
個別品目でみても（第2表）、小麦、大豆、牛肉の自給率が1966年以降、急速に低まっているのが読みとれる。ただしコメについては（第5図）、国境措置などの保護政策を通じて希少資源を生産に向かわせ、1975年以降ほぼ100%を維持しており、国内自給に成功したといえるが、このようなコメを含めても、なお食料自給率は低下している。これは、農業の相対的生産性成長の鈍化を反映したものであり、効率性改善を実現させるため、農業部門の構造改善が求められている⁽³⁾。

このように農家の高齢化と農業の比較劣位化が進行する中で、韓国はFTAを推進しようとしている。そこで次節以降、韓国のFTAに対する取組とその農業とのかかわりを観察していく。

3. 韓国がFTAを推進する理由⁽⁴⁾

韓国がFTAを推進する理由の1つは、1993年のEU発足や94年のNAFTA発効を契機に世界的に地域主義が広がっていく中で、FTAネットワークの域外国家としての被害を最小化するだけでなく、積極的に地域主義に対応しなければならない点にある。第6図にあるように、韓国の貿易依存度は、2000年以降、ほぼ60%を超えており、日本と比べかなり大きな値である。また輸出依存度は、1990年代以降30%以上となっており、近年には40%以上の水準にある。これらの数値を考慮すると、主要競争相手国がFTAを推進している状況で、韓国は既存の輸出市場を維持し、かつ、新たな市場に進出するためにFTAの拡大に全力を傾ける必要がある。主要貿易相手国が他の国とFTAを締結した場合、韓国製品には相

対的に高い関税が賦課され、価格競争力が低下し、徐々にその市場を喪失することになる。それ故、韓国製品の輸出競争力を維持し、安定的な海外市場を確保するために、主要貿易相手国との FTA 締結が必須の条件となっている。



第 6 図 韓国の貿易依存度¹⁾と輸出依存度²⁾の推移

資料：韓国銀行（2011）。

注：1）（輸出額＋輸入額）÷ GDP で計算。

注：2）輸出額 ÷ GDP で算出。

注：3）日本の 2008 年の値は（『日本統計年鑑』総務省）、輸出依存度が 15.3%、貿易依存度が 29.8%。

2 つ目の理由として、国家全般のシステムを先進化し、経済体質を強化するため、能動的に市場を開放し、自由化を進める必要があるという認識を挙げることができよう。韓国経済が、単純に生産要素の投入によって成長するのではなく、技術進歩や効率性の向上を通じて生産性を引き上げ先進国の所得水準に近づけるよう、FTA を能動的に活用しなければならない。特に、サービス産業の生産性の向上が重要な鍵を握っている。韓国の産業部門別の付加価値比率を確認すると、1992 年以降、サービス産業の割合が 5 割を越え圧倒的な値であり、製造業だけの成長には限界があることが分かる。FTA を通してサービス部門の生産性が向上すれば、大きな所得上昇効果が期待できる。

以上のような理由により、韓国は FTA に積極的に取り組んでいるといえる。では次に、

米国、EU との FTA に焦点を当て、妥結までの経過をみていこう。

4. 韓米 FTA への取組

(1) 妥結内容

2006 年 2 月に韓国とアメリカの両政府が FTA 交渉の開始を公式に宣言し、2007 年 4 月 2 日に妥結した。農産物に関する妥結内容の詳細は、2007 年 5 月 25 日に公表された韓米 FTA の協定文で明らかになっており、ここではその内容を説明する⁽⁵⁾。

韓米 FTA での農産物の譲許水準は、EU との FTA と比較すると、相対的に高いものであるが、衝撃の度合いを最小化するために様々な例外的取り扱いがもうけられた。例外的な取り扱いに関しては、主要なセンシティブ品目に対し、譲許除外、現行関税の維持、季節関税の導入、税番の分離、農産物セーフガード（ASG）などを適用し、関税撤廃期間も 15 年以上の長期に渡るようにした。

ここで ASG とは、輸入量が発動基準量を超えると相手国との協議なしに、追加的な関税を賦課できる制度であり、発動期間や回数に制限がない。今回の交渉で ASG 発動権を得た農産物は、牛肉、豚肉、たまねぎ、りんご、唐辛子、ニンニク、馬鈴薯澱粉、高麗人参などの 30 品目（HS10 単位基準では 75 個）である。一方、その他の品目には、国内産業に深刻な被害を及ぼすと判断される場合に発動の可否を決める一般セーフガード（SG、緊急輸入制限措置）が適用される。SG は ASG に比べて発動基準が厳格であり、品目別で 1 回だけ発動が可能であるという内容が協定文に示されている。それ故、ASG 対象品目を除く農産物は、一度 SG を発動すると、その後に国内生産に深刻な被害を及ぼすほどの輸入が行われても、原則として、どのような措置も講ずることができない。

では、次に主要個別品目の譲許内容をみていこう（第 3 表）。最も韓国でセンシティブな品目であるコメ（及びコメに関連した 16 の税番）は、いかなる追加的な市場開放条件なしに譲許対象から除外された。営農形態別農家比率における稲作の高さから判断すると（第 7 図）、コメの譲許除外は国内の農業関係団体の FTA に対する反発を抑えるためにとられた措置と思われる。

第3表 主要な農産物の譲許内容

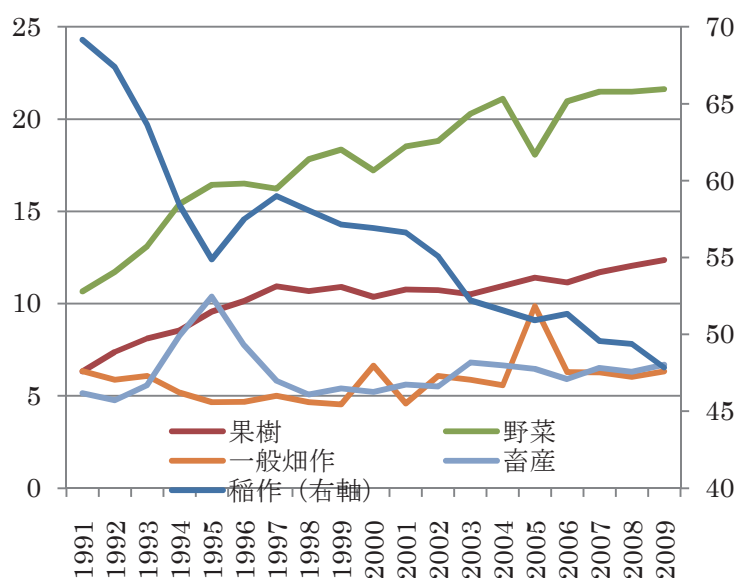
品目	EUとのFTA	米国とのFTA
コメ	米及び米関連品目（HS16品目）	譲許除外
大豆	食用大豆(487%)	現行関税維持+TRQ
	醤油粕用(487%)を分離	-
馬鈴薯	食用(304%)	現行関税維持+TRQ
	ポテトチップス用(304%)を分離	-
	冷凍(27%)	5年
麦	大麦(324%)、裸麦(299.7%)	現行関税維持
	麦芽(269%)、ビール麦(513%)	15年+ASG+TRQ
とうもろこし	ポップコーン用とうもろこし(630%)	13年
	種子用とうもろこし(328%)	5年
デンプン	馬鈴薯澱粉(455%)	15年+ASG
	キャッサバ澱粉(455%)、甘薯澱粉(241.2%)	15年
	変性澱粉(385.7%)	12年+ASG+TRQ
牛肉	生鮮、冷蔵、冷凍牛肉(40%)	15年+ASG
	(生きている)肉牛(40%)、食用くず肉(18%)、牛肉加工品(72%)	15年
豚肉	冷凍三枚肉(25%)	10年
	冷蔵三枚肉、冷蔵その他(22.5%)	10年+ASG
	豚足(18%)、密閉加工品(30%)	6年
鶏肉	冷凍むね肉、冷凍手羽(20%)	13年
	切断しない鶏(18-20%)	12年
	冷蔵肉(18%)、鶏肉加工品(30%)	10年
粉乳、練乳、発酵乳	脱脂・全脂粉乳(176%)、練乳(36%)	現行関税維持+TRQ
	混合粉乳(36%)、発酵乳(36%)	10年
	調整粉乳(36-40%)	10年+TRQ
チーズ	フレッシュ、加工、その他チーズ(36%)	15年+TRQ
	チェダーチーズ(36%)	10年+TRQ
バター	バター(89%)	10年+TRQ
蜂蜜	天然蜂蜜(243%)	現行関税維持+TRQ
	人造蜂蜜(243%)、ローヤルゼリー(8%)、蜂蜜調整品(8%)	10年
飼料	補助飼料(50.6%)	12年+TRQ
	飼料用とうもろこし(328%)	5年
柑橘類、オレンジ	温州みかん(144%)	現行関税維持
	マンダリン、タンゼリン(144%)	15年
	オレンジ(50%)	季節関税+TRQ
リンゴ、なし、ぶどう	リンゴ(45%)	富士20年(その他品種10年)+ASG
	なし(45%)	東洋ナシ20年(その他品種10年)
	ぶどう(45%)	季節関税
唐辛子	生鮮、冷蔵、乾燥唐辛子(270%)	現行関税維持
	冷凍唐辛子(27%)	15年

第3表 (続き)

ニンニク	生鮮、冷蔵、一時貯蔵、乾燥ニンニク(360%)	現行関税維持	15年+ASG
	冷凍ニンニク(27%)	15年	15年
	調製保存処理ニンニク(30%)	10年	10年
タマネギ	生鮮、冷蔵、乾燥タマネギ(135%)	現行関税維持	15年+ASG
	冷凍タマネギ(27%)	12年	12年
	調製保存処理タマネギ(30%)	5年	10年
ゴマ、ゴマ油	ゴマ(630%)	18年	15年+ASG
	ゴマ油(630%)	18年	15年+ASG
砂糖	原糖(3%)	即時撤廃	即時撤廃
	白砂糖(40%)	16年+ASG	16年+ASG
	着色・着香された砂糖(40%)	現行関税維持	16年
高麗人参類	水参、紅参、白参など根参類7つの税番(222.8-754.3%)	現状維持	18年+ASG+TRQ
	その他の高麗人参加工品等	10-15年+ASG	10-15年+ASG
酒類	ぶどう酒(15%)	即時撤廃	即時撤廃
	ビール(30%)	7年	7年
	スコッチウイスキー(20%)	3年	5年
	ウォッカ(20%)	5年	5年
茶類	コーヒー(生豆)(2%)	即時撤廃	即時撤廃
	紅茶(40%)	即時撤廃	5年
	緑茶(513.6%)	18年	15年+ASG
麺類	ラーメン(8%)、パスタ(8%)	即時撤廃	即時撤廃

資料：韓国関係部処合同(2009 p.27)

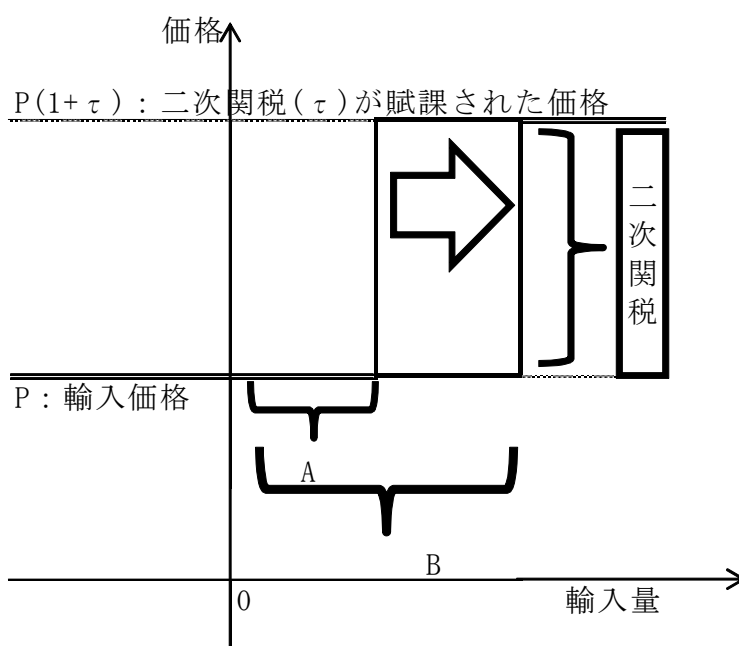
注：品目の()内は、2009年の(二次)関税率。



第7図 全農家に占める営農形態別農家の割合 (%)

資料：韓国農林部(各年版)。

食品用大豆は、現行の二次税率（487%）を維持するが⁽⁶⁾、醤油粕用の税番を分離させて即時関税撤廃し、食品用大豆には TRQ⁽⁷⁾を提供する。TRQ 量は、1 年目に 1 万トン、2 年目に 2 万トン、3 年目に 2.5 万トンとし、その後毎年複利方式で 3%ずつ増加させる。これを第 8 図で例説すると、輸入価格（P）のもとで、二次税率は $P(1+\tau)$ となっており、一年目に関税 0 の価格（P）で A だけ食用大豆を輸入し、次年は B だけ輸入する。以後、TRQ 量を拡大させていく。



第 8 図 TRQ（関税割当）による輸入

注：品目によっては、二次関税を引き下げていくものもある。

食品用ばれいしょ（ τ ：304%）⁽⁸⁾は、現行の二次税率を維持するが、初年度に 3000 トンの TRQ を与え、その後毎年複利で 3%ずつ増加させていく。ポテトチップ用ばれいしょは、税番を分離し季節関税を適用する。12～4 月の季節関税は即時に、5～11 月のそれは 7 年間の猶予後に撤廃する。

天然蜂蜜（ τ ：243%、一次：20%）⁽⁹⁾は現行関税を維持するが、初年度 200 トンで毎年 3%ずつ増量させる TRQ を与える。人造蜂蜜（ τ ：243%、一次：20%）、ローヤルゼリー（ τ ：8%）及び蜂蜜調製品（ τ ：8%）は関税を 10 年で 0 にする。

オレンジ（ τ ：50%）は、出荷期（9～2 月）には現行関税を維持し、初年度に 2500 トンで毎年 3%増量する TRQ を提供する。非出荷期（3～8 月）には、30%の関税からはじめて 7 年で 0 にする。オレンジジュース（ τ ：54%）は、冷凍ジュースの関税を即時に、冷蔵ジュースの関税を 5 年で、撤廃する。ぶどう（ τ ：45%）は、出荷期（5 月～10 月 15 日）の関

税を17年でなくし、非出荷期（10月16日～4月）のそれを24%からはじめて5年で0にする。ぶどう酒（ τ ：15%）、ぶどうジュース（ τ ：45%）は即時に、また調製・保存処理したぶどう（ τ ：45%）は7年で、関税を撤廃する。なお米国の関心が高い冷凍オレンジジュースとぶどうジュースの即時関税撤廃は、オレンジとぶどうに対する譲歩を得るための不可避的な措置であった。

りんご（ τ ：45%）は、ふじ系統品種に23年間のASGを適用しながら20年で関税を撤廃し、その他の品種に対してはASGを10年間適用し、その間に関税を撤廃する。りんごジュース（ τ ：45%）は、ブリックス20以下のジュースは10年で、ブリックス20を超過するものは7年で、また調製・保存処理したりんご（ τ ：45%）は7年で、関税をなくす。なし（ τ ：45%）は、東洋なし品種が20年で、その他の品種は10年で、関税を撤廃する。また調製・保存処理したなし（ τ ：45%）の関税は10年でなくす。

牛肉は、センシティブな6つの税番（屠体と二分体（冷蔵及び冷凍）、部分肉（冷蔵及び冷凍など））（ τ ：40%）の関税を15年で撤廃するが、同期間中にASGが適用される。ASG発動物量は、27万トン（1年次）から35.4万トン（15年次）まで毎年6000トンずつ増量させる。ASG発動税率は、1～5年には実行税率（40%）を、6～10年には実行税率の75%を、11～15年には実行税率の60%を適用する。肉牛（ τ ：40%）、食用くず肉（脚、尾など）（ τ ：18%）、牛肉加工品（ τ ：72%）などは15年で関税を撤廃する。

豚肉は、センシティブな2つの税番（冷蔵三枚肉とその他（カルビ、首肉など））（ τ ：22.5%）の関税を10年で撤廃するが、同期間中にASGを適用する。ASG発動物量は、1年次に8250トンとして10年次まで6%ずつ増加させ、最終的に13938トンとする。ASG発動税率は、1～5年次は実行税率（22.5%）を適用し、6年次からは実行税率の70%として毎年5%ポイントずつ引き下げ、10年次に実行税率の50%とする。

唐辛子（ τ ：270%）は重要な5つの税番（生鮮唐辛子、乾燥唐辛子、唐辛子粉など）の関税を、ニンニク（ τ ：360%）は重要な4つの税番（皮付きニンニク、皮むきニンニク、一時貯蔵ニンニク、乾燥ニンニク）の関税を、そしてたまねぎ（ τ ：135%）は生鮮及び乾燥たまねぎの関税を、15年で撤廃するが、その代わりにASGを18年の間適用する。また冷凍唐辛子、冷凍ニンニクは15年で、冷凍たまねぎは12年で、食酢（醋酸）調製・調製保存処理ニンニク、たまねぎは10年で、関税を撤廃する。

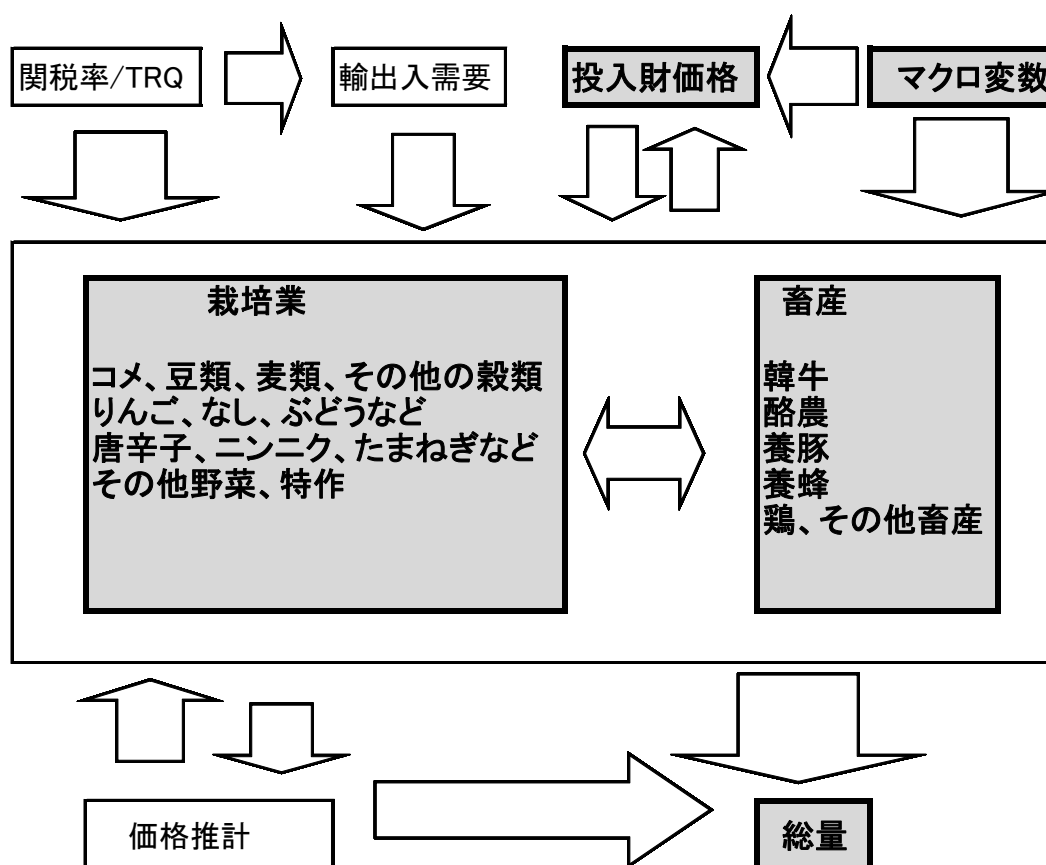
高麗人参（ τ ：222.8～754.3%）は、主要7品目（水参、紅参、白参（本参、尾参、雑参）など人参類）⁽¹⁰⁾に対してASGを20年間適用するが、関税を18年で撤廃し、また初年度を5.7トンとして毎年3%ずつ増量させるTRQを提供する。

以上が譲許の主要な決定内容である。次いで、これに基づく農家に対する影響への試算と、それに依拠した国内対策の策定が必要となる。

（2）韓米 FTA の韓国経済への影響

経済全体でみるといくつかのメリットが存在する韓米 FTA であるが、農業部門に注目するとどうであろうか。これについては、韓国農村経済研究院 (KREI) によって、農業の将来展望を行う総量模型 KREI-ASMO (ASMO は Agricultural Simulation Model の略) をもとに計算された結果が、2007 年 4 月に対外経済政策研究院ほか (2007) の中で公表されている。KREI-ASMO は、農業部門の生産量などの予測、政策実験、貿易開放の効果分析を行うために 1996 年に開発されたモデルであり、マクロ変数予測部門、投入財価格予測部門、栽培業予測部門、畜産予測部門及び総量予測部門の大きく 5 部門で構成されている (第 9 図)。

韓米 FTA による農業部門の経済的效果分析では、基準推定値 (ベースライン) と前節でみた個別品目の譲許内容に従う推定値を計算し、その差額を FTA の影響とみなして評価を行っている。ベースラインは、韓米 FTA 締結が実現しない状態が持続すると想定して 2023 年まで推定しており、基本的に、回帰分析結果に基づくマクロ変数と投資財価格の予測値を KREI-ASMO に代入して算出している。なおマクロ変数は、GDP デフレータ、名目、実質 GDP、為替レート、人口、1 人当たり可処分所得など、また投入財価格は、地代、賃金、農機具価格、経常財 (肥料、農薬など) 価格などからなる。



第 9 図 KREI-ASMO の構造

資料：対外経済政策研究院ほか (2007) p. 30。

表 4 表 韓米 FTA による主要品目別の生産額減少の予測 (単位、億ウォン)

区分	関税撤 廃年	年間			年平均値		
		5年次 (2013)	10年次 (2018)	15年次 (2023)	1～5年	6～10年	11～15 年
減少額の合計		4465	8958	10361	2825	7412	9856
穀類							
大麦	2023	5	14	32	3	10	23
豆類	2023	17	86	154	10	59	130
その他	2018	24	53	53	15	41	53
小計		46	153	240	28	111	206
野菜、特作							
ニンニク	2023	29	39	49	22	34	47
たまねぎ	2023	31	63	96	16	48	82
唐辛子	2023	17	39	72	9	28	59
果菜類	2017	153	240	240	89	221	240
高麗人参	2026	34	39	43	32	37	42
その他	2013	38	38	38	23	38	38
小計		301	457	538	191	407	507
果樹							
りんご	2023	202	416	778	159	304	643
なし	2023	50	153	325	27	105	251
ぶどう	2025	176	462	764	94	345	645
みかん	2015	457	658	658	275	635	658
もも	2018	82	197	197	54	146	197
その他	2023	26	48	65	16	39	58
小計		993	1933	2787	625	1575	2452
畜産							
牛肉	2023	671	2811	3147	365	2009	3058
豚肉	2018	1464	1874	1874	876	1829	1874
鶏肉	2018	488	996	996	302	823	996
乳製品	2018	416	594	594	378	539	594
その他	2023	85	141	186	60	119	169
小計		3124	6415	6797	1981	5319	6691

資料：対外経済政策研究院ほか（2007）p. 33。

註：1）履行期間が 15 年以前に完了する品目は、15 年まで最終年度の減少額が継続すると仮定。

註：2）大麦は買入政策が維持されると仮定。食用大豆の関税割当の一部は、国家貿易で管理すると仮定。みかんには漢拏峰などのハウス栽培みかんを含む。

FTA 妥結による推計値の計算では、韓米 FTA が 2009 年から発効すると仮定し、譲許内容（関税率、TRQ、ASG など）を外生変数としてモデルに適用して総量を求める。分析対象とする品目は、穀類（豆類、麦類、その他穀物）、畜産（牛肉、豚肉、鶏肉、乳製品（酪農品）、その他の畜産）、果実（りんご、なし、ぶどう、みかん、もも、その他の果物）、野菜・特作（唐辛子、ニンニク、たまねぎ、果菜類、高麗人参、その他の野菜・特作）からなっており、その生産額合計が農業総生産額（35 兆ウォン）の 91%と大部分を占めている。

以上のモデルで計測した結果が第 4 表である。第 4 表では、韓米 FTA を行わない場合と比較して、どれだけ生産額が減少するかが示されており、FTA 履行 5 年次（2013 年）に 4465 億ウォン、10 年次（2018 年）に 8958 億ウォン、15 年次（2023 年）に 1 兆 361 億ウォンとなっている。また年平均生産減少額でみると、1～5 年は 2825 億ウォン、6～10 年は 7412 億ウォン、11～15 年は 9856 億ウォンである。品目別では、牛肉、豚肉、鶏肉、みかん、乳製品、りんご、ぶどうなどで生産への影響が大きくなると予想されている。

但し、例えば畜産の 15 年次の減少額を 2008 年の生産額と比較すると、わずか 5%にしかならない。また個別でみても、牛肉が 8.9%，豚肉が 4.6%，鶏肉が 7.0%である。このように実際の生産額の比率でみると、被害額があまり大きくならない理由の一つとして、KREI-ASMO で利用されている代替性パラメータが低く設定されている点を指摘できる。国産品と輸入品との代替性が低い場合、当然、輸入による被害額も小さくなる。今回の計測で代替弾力性パラメータが低く仮定されている背景には⁽¹¹⁾、ウルグラウンド以降の貿易自由化の中で、関税が低下しても国内農産物需要の大幅な減少は観察されず、国産農産物と輸入農産物の代替性があまり大きくなかったという事実がある。

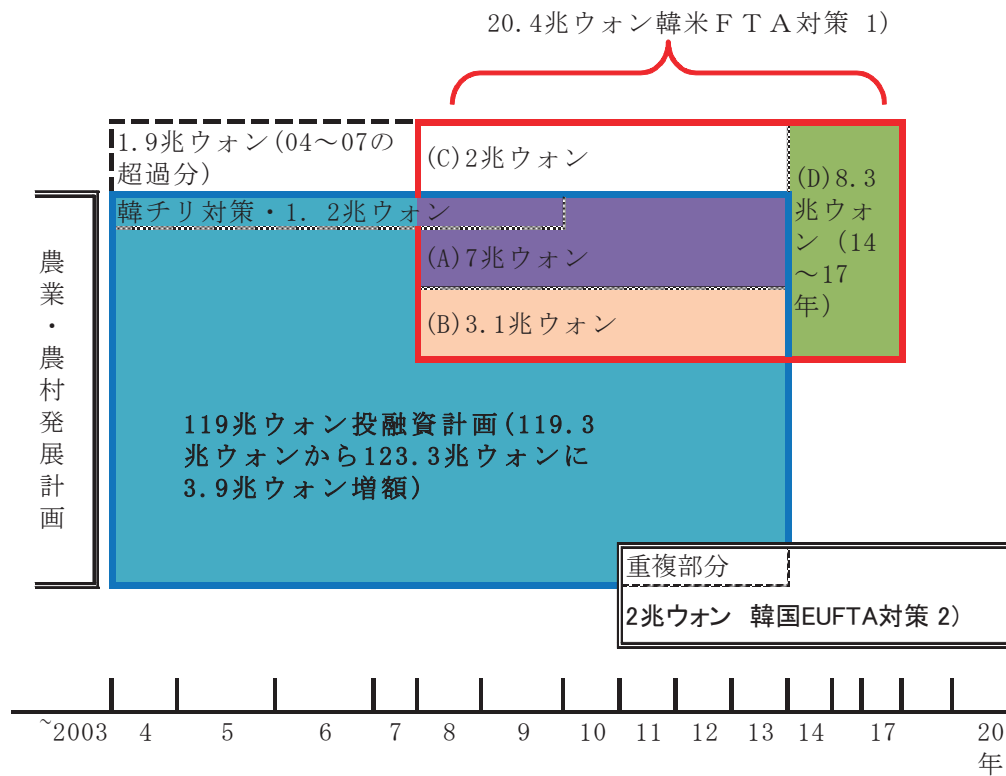
なお、今回の報告では、消費者に対する利益も併せて掲載されている。消費者への恵沢は、自由化によって価格が下がることで得られるものであり、15 年間で、年平均 372 億ウォンとなっている。

（3）韓米 FTA を受けての韓国の国内農業対策

1）投融資計画

前小節では、韓米 FTA 交渉妥結による農業部門への影響の試算値を概説した。韓国農林部は、この計算結果を受け、2007 年 6 月 28 日に具体的な国内農業対策案を発表し、農民団体などとの協議を経て、11 月 6 日に 10 年間 20.4 兆ウォンの投融資を骨子として修正した補完対策を公表した（韓国農林部 2007b, c）。

第 10 図にあるように、20.4 兆ウォンの投融資は、既存の 119 兆ウォン投融資計画にある 7 兆ウォン（図の（A））に、実績不振の他事業からの振替分 3.1 兆ウォン（B）と新たな増額分 2 兆ウォン（C）、計画後の 14～17 年分 8.3 兆ウォン（D）を計上したものである。



第 10 図 FTA 対策事業と 119 兆ウォン投融資³⁾ 調整との関係

資料：韓国農林水産食品部（2010a p.336）、（2010b）。

注：1) (A)2008～2013 年の 119 兆ウォン計画に既に含まれている対策事業の規模。(B)119 兆ウォン計画で投資実績が不振な事業を減額し、韓米 FTA 対策事業を増額。(C)119 兆ウォン計画への増額分。(D)119 兆ウォン計画終了後の投融資支援規模。

注：2) 畜産分野の追加的な支援規模。既存の 119 兆ウォン投資とどの程度重複しているのか明確ではない。

注：3) 盧武鉉政権下の 2003 年に、農業・農村総合対策の中で、期間を 2004～13 年として立てられた計画。これは、金大中前政権による「農業・農村発展計画（1999～2003 年で 45 兆ウォン）」等を組み替えたもので、全て農林水産食品部予算で手当てしている。農林水産食品部予算と大部分が重複。

第 5 表 20.4 兆ウォン韓米 FTA 対策¹⁾の財政支援計画（2008～17 年）（単位：億ウォン）

事業内容	投融資		
	合計	財政支援	農協資金
短期的被害補填	12200	12200	0
農業の体質改善	121459	99799	21660
品目別競争力強化	69968	69968	0
合計	203627	181967	21660

資料：韓国農林部（2007c）。

注：1) 第 10 図参照。

第 6 表 財政支援の内訳

(単位：兆ウォン)

財源	金額
FTA履行支援基金	4.1
農漁村構造改善特別会計	9.2
畜産発展基金	2.4
農産物価格安定基金	2
その他	0.5
合計	18.2

資料：韓国農林部（2007c）。

注：基金と特別会計については、補論を参照。

この 20.4 兆ウォンの投融資は（表 5 表）、財政から 18.2 兆ウォン、農協資金から 2.16 兆ウォン（政府が利子差額補填）支援することになっており、財政の財源は、その半分が農漁村構造改善特別特会計（9.2 兆ウォン）からのもので（第 6 表）、FTA 履行支援基金や畜産発展基金などからも調達する。

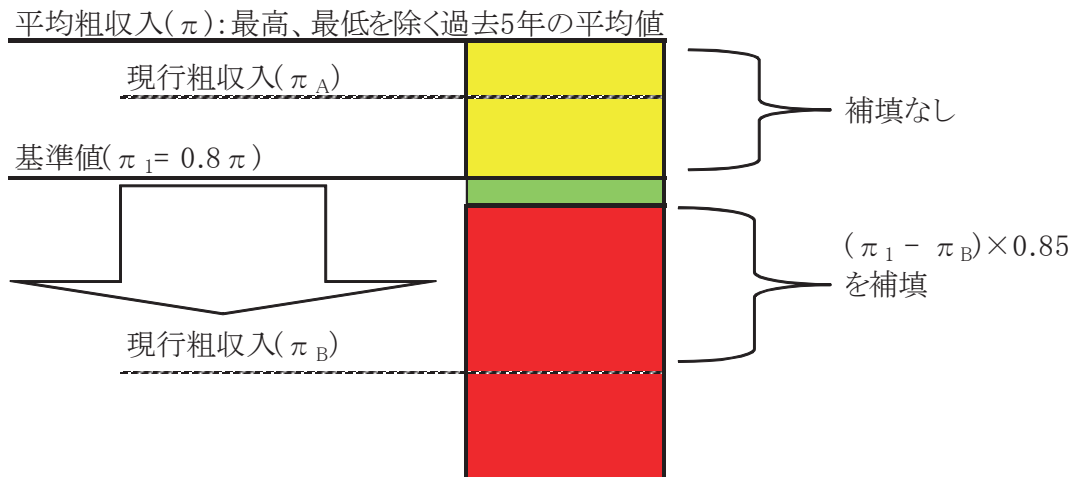
この計画では、重点的に推進する事業を 61 選定し、短期的な輸入被害補填（所得補填直接支払い 7000 億ウォン、廃業支援 5000 億ウォン）、農業体質改善（オーダーメイド型農政 8.9 兆ウォン、新しい成長エンジン 3.3 兆ウォン）、品目別競争力向上（畜産 4.7 兆ウォン、園芸 2.3 兆ウォン、食糧 200 億ウォン）に資金を配分する（第 5 表）。対策事業については、非常に多岐に渡っており、主なものを次に見ていこう。

2) 短期的な輸入被害の補填⁽¹²⁾

(i) 所得補填直接支払い

短期的な輸入の急増による被害に対しては、第一に、所得補填直払制を従前のものより強化して、協定発効後の 7 年間実施する。チリとの FTA では、キウイとハウスぶどうが補填対象であったが、今回の米国との FTA では、事前に品目を決定せず、輸入増加で被害を受けたものに補填を行う。

具体的には、現行粗収益が基準値以下になった場合、下落分の一定部分を補填する。第 11 図を用いて説明すると、まず、過去 5 年間の最高値と最低値を除く平均粗収入を π 、 π の 80% を基準値 (π_1) とする。輸入増加に起因して、図のように現行粗収益が π_A ($\geq \pi_1$) になると、基準値 π_1 よりも大きいため補填されない。しかし、輸入が急増し粗収入が π_B ($\leq \pi_1$) となった場合には、 π_1 と π_B の差額の 85% が補填される。



第 11 図 輸入被害に対する補填措置

資料：韓国農林部（2007c）p. 22 をもとに、筆者作成。

(ii) 廃業支援

第二に、韓米 FTA 履行により農業を継続するのが困難な農家に対し、協定発効後の 5 年間、廃業資金支援を行う。この制度の従来の対象は、キウイ、ハウスぶどう、桃であったが、FTA 被害補填直払制の品目選定基準に準じて、輸入増加による被害品目に拡大されている。また支援の中心は、固定投資がなされ長期に渡って生産された品目としている。なお廃業による構造調整効果を確保するため、廃業資金を支給された農家は競争力向上支援対象から除外される。支援金額は、廃業の場合、廃業面積×単位当たり純収益（粗収益－生産費）×3 年分であり、譲渡した場合、譲渡面積×単位当たり純収益（粗収益－生産費）×1 年分である。韓チリ FTA での実績値を確認しておくと、2004～08 年に総額 2377 億ウォン(16860 農家、5812ha)が支援された。

3) 農業の根本的な体質改善

韓国政府は、積極的に構造改善を行い、農業の体質を強化する計画であり、その 1 つとして、農家登録制を実施し、主業農⁽¹³⁾に政策支援を集中することになっている。主業農を中心に農家単位所得安定直接支払制度などによる所得・経営安定を企図しており、一定年齢未満で一定規模以上の主業農に対し、所得安定支援を行う。この制度では、当該年度の農業所得が基準所得より低くなった場合、その格差の一部が補填される。

また、高齢農家の退出を促し、新たな担い手を確保する計画である。この一環として、高齢農家に対し、引退を促すため経営移譲直払制を実施し、農地を担保にした年金支援制度を導入する。経営移譲直払いは、引退時点から 75 歳まで、一定額を支給する制度である。

また農地年金は、高齢農家の老後の生活を安定させるため、農地・農家住宅を担保にして老後年金を支援する制度である。以上の二つは、韓国農漁村公社が管理機関となっている。では次にそれぞれの制度の現況をみていこう。

(i) 経営移譲直接支払制

「経営移譲直接支払い制度」は、農業経営を移譲する高齢引退農家に補助金を支給して所得を安定させ、また専業農の営農規模拡大支援を通じて専業中心の営農規模拡大を促進することを目的に、1997 年から実施されていた。根拠法令は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」第 11 条第 2 項第 5 号、「農漁業・農漁村および食品産業基本法」第 39 条第 3 項第 3 号および第 5 号、「農産物生産者のための直接支払制度施行規定」第 4 条など、である。

この制度は、韓米 FTA 妥結を契機に改善され、現状は、第 7 表のようになっている。事業対象者は、65～70 歳の農業者で、支給対象選定申請日直前まで 10 年以上継続して農業をしている必要がある。対象地域は、振興地域では、田、畑、果樹園であり、振興地域以外でも、耕地整理がなされている田、畑、果樹園が含まれる⁽¹⁴⁾。年度別の財政投入計画は、2007 年まで 1524 億ウォン、2008 年 131 億ウォン、2009 年 845 億ウォン、2010 年 699 億ウォンであり、財源は、農漁村構造改善特別会計（補論参照）から調達している。また支給単価は、1ha 当たり 25 万ウォン/月で、支給上限面積は 2ha である。

第 7 表 高齢農家に対する経営移譲制度

改善前		現行
対象地域	振興地域の田	振興地域、あるいは振興地域外でも耕地整理がなされた、田、畑、果樹園
条件	農地売渡	売渡・引退し賃貸
申し込み年齢	63～69歳	65～70歳
支給期間	70歳まで（最長 8年）	75歳まで（最長 10年）
支給金額	支給上限2ha	
	（売渡）月 24.1万ウォン/ha （賃貸） 297.7万ウォン/haを1回	（売渡）月 25万ウォン/ha （引退し賃貸）月 25万ウォン/ha
施行期間	97年～2013年	FTA発効後5年間だが、評価後、必要時延長

資料：韓国農林部（2007c）p. 14 を一部修正。

(ii) 農地年金制度

第2節にみたように、2009年の農家高齢化率は34.2%であり、全国人口の高齢化率(10.6%)と比べ、格段に高い。また経営主の年齢が 65 歳以上の農家（59.4 万戸）のうち年金未受給農家は 27.2 万戸で 45.7%に達する⁽¹⁵⁾。このように年金を欠く高齢農家が多数存在する現

状を解決するため、2011 年から農地担保老後年金支援が実施されている。この制度では、65 歳以上の高齢農家に対し、所有する農地を担保として、毎月年金を支給しており、老後の生活資金が不足する高齢農業家の生活を安定させ、農村社会のソーシャルセーフティネットを拡充、維持すると同時に、農地資産の流動化を促進することを狙っている。

この事業の枠組みでは、加入者（高齢農家）が、農漁村公社（農地年金運営者）に年金相談、申請をして農地を提供し、農漁村公社が農地の評価、担保の設定、年金の支給を実施している。また農漁村公社は農地管理基金（基金受託管理者）から資金の貸与を受け、基金の償還を行う（農地管理基金については、補論参照）。

年金加入の条件は、①申請年末基準で、農地所有者本人、配偶者とも 65 歳以上、②営農経歴が 5 年以上、③零細農を主な対象とするため、所有農地が 3ha 以下（2 人以上の共同所有農地の場合、夫婦共同での持分以外は除外）、④対象農地が、公簿の地目上、畑、水田、果樹園であり、実際に営農に利用されていること、である。

農地年金を受けるメリットとしては、①農地年金を受けとっていた農業者が死亡した場合、配偶者が継承すれば、配偶者死亡時まで、引き続き農地年金を受けとることができる、②年金を受けとりながら、担保農地を直接耕作したり、賃貸したりでき、年金以外の追加所得を得ることができる、③政府予算を財源としており、政府が直接施行して、安定的に年金を支給、④年金債務償還時、担保農地の処分で償還した後に、残った金額は相続人にもどし、不足した場合には、不足額を請求しない（公社で負担）、ことなどがある。

年金の支給方式をみると、終身型と期間型の二種類あり、農業者がどちらかを選択することになっている。終身型は、加入者（配偶者）の死亡時まで毎月一定の金額を支給するものであり、期間型は、加入者が選択した一定期間の間、毎月一定の金額を支給するものである。期間型で選択した場合には、毎月受けとる支給金は、終身型より多くなる。

(iii) 農地年金と経営移譲直接支払い制度の差異

以上から分かるように、「経営移譲直接支払い制度」と「農地年金」にはいくつかの違いが存在する。まず前者は、文字通り、経営から引退することが前提となっているが、後者は、年金を受給しつつ農業経営を続けることができる。また対象年齢が、前者は 65~70 歳に限定されているが、後者は 65 歳以上となっており、前者の支援期間は 6~10 年であるが、後者には終身型が存在する。農家の立場からみると、経営移譲直接支払いは補助金であるため返済する必要がないが、農地年金は、形式上、農地を担保にした借金であり債務返済の義務を負う。

4) 農村活性化の支援と品目別の競争力強化

農村の活性化に関しては、農村資源の産業化を促進するために、農地制度の改編を推し進める予定であり、農業振興地域内の農水産物加工処理施設に対する設置制限を 3000 平方メートルから 1 万平方メートルに緩和することになっている。また国土用途の区分上、開発

用の土地の供給源である「計画管理地域」について、市・道知事の農地転用許可権限を現行の 20ha から 50ha に拡大する計画である。

さらに郷土資源を発掘・育成し、地域別に特性化した農村産業を振興する。まず 2007 年から模範事業を開始し、2013 年までに 200 の郷土資源の事業化を実現させる。次に、地域の郷土資源を活用した特化団地などの農工団地の造成を拡大していく予定である。

これまで記したものの以外にも、畜産、園芸、穀物・林産といった主要品目別に、比較優位を獲得しようとする政策が準備されている。具体的には、生産・加工・流通段階の脆弱な部分を補完して効率性を向上させ、優秀ブランド育成による品質の高級化、差別化を推進することなどである。

5. 韓 EU FTA への取組

(1) 妥結内容

2007 年 5 月にソウルで公式に交渉開始を宣言した韓 EU・FTA は、合計 8 回の交渉を経て（第 8 表）、2010 年 10 月に正式署名され、2011 年 7 月に発効した。交渉の過程では、EU 側からミカンや馬鈴薯などに対する譲許の改善意見が出され、両国間で主張の衝突が生じたりしたが、互いに譲歩や妥協を行い、最終的な譲許案が作成された。

第 8 表 韓 EUFTA 交渉過程

交渉時期と場所	交渉内容
第1次交渉(2007. 5、ソウル)	交渉日程、協定文作成方案、譲許方式など交渉の基本的枠組みについて意見交換
第2次交渉(2007. 7、ブリュッセル)	本格的に全分野にわたって議論開始。農水産物を含む商品分野の1次譲許案を一括交換
第3次交渉(2007. 9、ブリュッセル)	韓国側が修正した譲許案を提示し、EU側と品目別交渉
第4次交渉(2007. 10、ソウル)	センシティブ品目を中心に、譲許の背景をEU側に詳細に説明。センシティブ品目に対する多様な例外的措置を要求。特に豚肉、酪農品などに対する否定的影響などを説明
第5次交渉(2007. 11、ブリュッセル)	商品譲許、自動車標準、工産品原産地基準が争点となる。農水産物については、センシティブ品目に対する例外的措置など、韓国側要求事項と譲許改善案をあわせ条件付き一括妥結案を提示
第6次交渉(2008. 1～2、ソウル)	EU側の要請で開催された非公式会議で、EU側はセンシティブ品目の例外的措置、農産物セーフガード、輸入クォーターなどに対し、大部分受け入れ可能の立場を表明。ただし、EU側はミカン、ジャガイモ、砂糖などの関心品目に追加的な譲許改善を要求
第7次交渉(2008. 5、ブリュッセル)	商品譲許交渉は開催されなかった。その他農水産業関連分野では衛生・検疫(SPS)、品目別原産地基準および地理的表示などの交渉が進行
第8次交渉(2009. 3、ソウル)	韓-EU FTA交渉のほとんどすべての争点に対し、交渉団次元で暫定的な合意を導出

資料：農林水産食品部（2009）。

主要な品目の譲許内容を確認すると（第3表）、まず最もセンシティブな品目のコメは、米国との FTA 同様に、譲許除外品目となった。また唐辛子（冷凍除く）、ニンニク（冷凍除く）、タマネギ（生鮮、冷蔵、乾燥）、馬鈴薯（生鮮、冷蔵）、砂糖（着色・着香されたもの）、大豆、大麦、裸麦、高麗人参などは現行関税維持となった。

被害が甚大であるとされる畜産、果樹について、主要な品目の譲許内容に注目すると、温州みかんは、韓米 FTA と異なり、関税の現状維持となった。しかしオレンジは、季節関税を設定できるかわりに、TRQ を設けることになり、ハウスみかんや済州島ミカンの被害が想定される。ブドウについては、出荷期の季節関税を 17 年で撤廃することになり、長期的には輸入増大による生産の減少が危惧される。畜産は、牛肉が 15 年、鶏肉（冷凍むね肉など）が 13 年、豚肉（冷凍三枚肉）が 10 年で関税を撤廃することにしており、撤廃までの期間が比較的長めに設定されている。

譲許水準を韓米 FTA と比べると（第9表）、即時撤廃の比率が韓米よりも大きいですが、センシティブ品目に関しては、関税の現状維持を韓米 FTA よりも多く得ており、農業部門にとっては有利な条件で妥結されたといえる。

第9表 EU、米国との FTA における農産物の譲許水準

譲許類型	韓 EUFTA		韓米 FTA	
	品目数(%)	輸入額(%)	品目数(%)	輸入額(%)
即時撤廃	42.1	19.5	38.1	55.2
2-3年で撤廃	1.2	17.9	0.4	0.2
5年で撤廃	19.2	27.9	20.7	11.6
6-7年で撤廃	3.3	4.1	4.3	4.4
10年で撤廃	19.9	21.9	23.3	4.7
10年超過	11.5	8.5	12.1	23
譲許除外/現状維持	2.8	0.2	1.1	0.9
合計	100	100	100	100

資料：韓国関係部処合同（2009）

（2）生産減少額の推定

正式署名がなされた直後の 2010 年 10 月 6 日に、韓国農村経済研究院をはじめとする国策研究機関が「韓・EUFTA の経済的効果分析」の結果を公表した（対外経済政策研究院ほか 2010）。ここでは、対外経済政策研究院ほか（2010）にある農業部門に対する国内被害のシミュレーション結果をみてみよう。

対外経済政策研究院ほか（2010）によると、韓 EUFTA による農業貿易額の変動は（第 10 表）、輸出については、リンゴやナシを中心として毎年 700 万ドルほど増えるとしている。一方、輸入は豚肉や酪農品などを中心にして、毎年 3800 万ドルほど拡大すると予測してい

る。

生産に関しては、年平均で 1776 億ウォンほど減少するとしている（第 11 表）。この値の 93%が畜産部門に該当し、毎年平均して、豚肉が 828 億ウォン、酪農が 323 億ウォン減少し、畜産部門全体で 1649 億ウォンの減少である。この値は、現在の生産額の 1.7%に相当する。このように比率が小さくなる理由は、韓米 FTA の予測モデル同様に、低く設定された代替性パラメータの影響である。

第 10 表 農業部分の輸出入増加額 (単位：100 万ドル)

区分	年平均	1-5年	6-10年	11-15年
輸出増加額	7.33	-	-	-
輸入増加額	38	14	42	54

資料：対外経済政策研究院ほか（2010）

第 11 表 品目別生産減少額 (単位：億ウォン)

品目	年平均	1-5年	6-10年	11-15年
馬鈴薯デンプン	10	0	8	23
豚肉	828	328	943	1214
鶏肉	218	105	231	319
酪農	323	40	277	651
ブドウ（加工ジュース）	32	32	32	32
キウイ	42	18	43	63
トマト(加工)	43	23	52	54
牛肉	280	58	279	501
合計	1776	604	1865	2857

資料：対外経済政策研究院ほか（2010）

注：1）15 年以前に履行完了品目は、15 年次合計を計算するために、履行完了時点被害額を 15 年まで延長した。

注：2）畜産部門の生産額減少は、KASMO 模型による。その他品目は、定性的分析及び弾性分を利用した分析結果である(品目別中間水準の弾性値を適用)。

注：3）牛肉は豚肉と鶏肉輸入増加による代替需要要因によるものであり、15 年次は鶏肉履行が完了する 13 年次の結果を延長して提示した。

注：4）韓米 FTA 発効を前提としない。

(3) 国内対策

先ほどの被害額の予測値から分かるように、韓国では、EU からの農産物の輸入増大で、畜産や果樹部門での打撃が懸念されている。このため 2010 年 11 月に、EU との FTA に対する国内対策が発表された。発表は内容をみると、これまでの FTA 国内対策にさらに畜産分野の競争力向上対策が加えられたものとなっており、2011～20 年の 10 年間に既存事業に

追加して、補助金 6000 億ウォン、融資 1.4 兆ウォン、合計 2 兆ウォン規模になる予算が投入される（第 10 図）。

個別の競争力強化対策をみると、養豚部門では、韓・米 FTA 対策が畜舎施設現代化等を通じた生産性向上などに集中していたので、ワクチン支援を通じた疾病根絶、優秀な種豚の供給、糞尿処理施設の拡充、等級判定制度の改善、加工産業活性化などに注力することになっている。

酪農部門では、加工原料乳支援、新製品開発等を通じた乳加工産業の活性化、学校牛乳給食拡大などの需給安定に重点をおく。加工原料乳の支援では、乳製品の輸入代替政策を実施し、季節の影響で、毎年発生する 20 万 t の余剰原乳を加工原料として低価で供給して、輸入増加にともなう原乳生産減少を最小化する。これにより、2009 年の生産量 211 万トンから 2015 年には 200 万 t 以上の生産基盤を確保する計画である。

養鶏産業では、2016 年までに経卵伝染病、ニューカッスル病を根絶し、また大型鶏の生産を通じた生産費の縮減、輸出拡大のため屠鳥場の衛生水準向上に重点をおく。

韓肉牛産業では、韓牛農家の組織化、雌牛改良の新規推進、肉牛の肉の品質向上および専門ブランド育成等を通じて、需要創出に重点をおく。

このような競争力向上対策によっても、短期的な輸入拡大による被害が生じた場合には、韓米 FTA の節で説明した①被害補填直接支払制度と②廃業支援制度で対応する。

6. おわりに

以上述べたように、韓国は、米国や EU との FTA を推進し、農業については、その貿易自由化の状況を活用して、農業構造の改善をはかり、農業の生産性を向上させる道を選択した。このような戦略には、高い対外貿易依存とともに、そのような状況の中で、1960 年代以降、製造業を中心に輸出主導型の成長を達成してきたという自負がある。農業に関して、1 つの産業として、自由化の中で切磋琢磨して競争力を養えば、高付加価値農産物の輸出産業になり得るという期待がある⁽¹⁶⁾。

国内対策の内容にも、市場による資源配分を通じて生産の機会費用が相対的に小さい部門に生産要素を集中させ、農業部門の効率性を改善させようとする意図が確認できる。まず、廃業資金支援や経営移譲直払制などによって、輸入との競争で収入が減少し規模を縮小する農家や廃業する農家及び高齢農家への支援を行いながら、農業からの退出を促進させる。そして非効率な農家数が縮小する過程で、農地銀行を利用した賃貸借などを通じて、土地を含む生産要素を主業農に集積させる。さらに競争力強化政策を併行させつつ、構造改革を推進するというものである。

食料安全保障の問題に対しては、米国、EU との FTA によって、農家の生産性を向上させ食料自給率を改善させることを優先させるが、自給率向上の費用便益を考慮しつつ、食料

を備蓄することや米国や EU と友好関係を構築し安定した食料供給源を確保することで対処しようとしている。

貿易の自由化を通じた農業の再生という基本的な経済学による処方箋に従った韓国にとって、韓米 FTA や韓 EU FTA が薬となるか毒となるか、今後の農業の推移を見守っていく必要がある。特に、コメは譲許除外であるため、他の部門からコメ部門へ資源が移動する可能性があり、効率性の基準でみて、構造改善政策がどの程度成功するのかを調べることは、今後の重要な研究課題といえる。

補論 農業に関わる特別会計と基金⁽¹⁷⁾

(1) 農漁村構造改善特別会計

この特別会計は、農漁村構造改善特別会計（1992 年～）と農漁村特別税管理特別会計（1994 年～）が 2007 年に統合されたものであり、農漁村構造改善事業勘定、農漁村特別税事業勘定、林業振興事業勘定、以上の 3 勘定からなる。

1992 年に新設された農漁村構造改善特別会計では、第 1 付表から分かるように、当初、歳入の大半が一般会計からの転入金であった。

第 1 付表 農漁村構造改善特別会計の歳入 (単位：億ウォン)

年	歳入	農地・山林転用負担金	一般会計からの転入
1992	11219	2500	8719
1993	14790	2818	11972
1994	27412	1653	11722

資料：韓国企画財政部（各年版）。

1994 年には、農漁村発展基金が農漁村構造改善特別会計に統合され、また年度途中で農漁村特別税管理特別会計が設置された。農漁村特別税管理は年度途中から運用が始まったため、当初の予算には存在しない（第 1 付表）。しかし 1995 年の予算には新設された農漁村特別税管理特別会計をみることができる（第 2 付表）。なお 1999 年には、林業振興事業勘定が設置されている。

2009 年における 3 つの勘定の歳入合計は 8 兆 1520 億ウォンで、予算の概要は第 3 付表の通りである。表 3 付表から分かるように、農漁村特別税事業勘定の 94.5%が農漁村特別税からの税収である。このうちのほぼ 30%が、農漁村構造改善事業勘定に転出している。

第2付表 農漁村構造改善特別会計の構成

(単位：億ウォン)

項目	1995	1999
農漁村構造改善特別会計		
歳入合計	45285	51468
1. 農漁村構造改善事業勘定		
歳入合計	38077	44670
一般会計からの転入金	16655	
財特会計受け取り金	10545	
2. 農漁村特別税転入金事業勘定		
歳入合計	7207	5297
農漁村特別税特別会計からの転入	7207	5246
3. 林業振興事業勘定(99年より)		
歳入合計	—	1501
一般会計からの転入		1000
農業村特別税管理会計		
歳入・歳出合計	15432	11765
農漁村特別税	15432	9988
農漁村特別税転入金事業勘定へ転出	7207	5246

資料：韓国企画財政部（各年版）

注：韓国企画財政部（各年版）の1995年版には、1994年の予算として農漁村特別税が3479億ウォンとある。

第3付表 農漁村構造改善特別会計の2009年度予算

主な歳入・歳出項目	金額 (億ウォン)	歳入・歳出に占 める比率(%)
1. 農漁村構造改善事業勘定		
歳入合計	32896	
一般会計からの転入金	15264	46.4
農特税事業勘定からの転入金	12656	38.5
2. 農漁村特別税事業勘定		
歳入合計	42531	
農漁村特別税	40190	94.5
歳出合計	42531	
農家所得補填	8787	20.7
会計基金間転出	1730	4.1
農漁村構造改善事業勘定へ転出	12656	29.8
3. 林業振興事業勘定		
歳入合計	6094	
一般会計からの転入	4239	69.6
法定負担金など	1163	19.1

資料：韓国企画財政部（各年版）。

（２）自由貿易協定（FTA）履行支援基金

FTA 履行支援基金は韓チリ FTA を契機として、2004 年から設置、運営されている。この基金を財源として、所得補填直接支払いと廃業支援が農水産物流通公社によって行われている。基金設置の根拠は、自由貿易協定締結による農漁業者などの支援に関する特別法である。

当初計画では、2004～10 年の 7 年間に総額 1.2 兆ウォンの基金造成を予定していた。しかし第 4 節（３）で見たように、韓米 FTA 補完対策を実施するため、2008 年から基金運営規模が大幅に拡大され、今後 10 年間に 4.1 兆ウォン支援する計画である。

第 4 付表 FTA 履行支援基金の造成と運営（実績値）（単位：100 万ウォン）

区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010年計画
造 成							
政府出えん金	160000	160000	144500	160000	176325	300139	297692
自体収入	416	14404	27991	28484	26275	38069	24709
負担金	14	32	0	1	22	32	347
その他経常移転収入	0	312	2096	6063	7789	11140	5025
融資元金回収	88	12299	21832	17029	13055	20378	11389
融資利子回収	0	516	1860	2162	2350	3252	5559
予備据置き金利子	314	1245	2203	3228	3059	3267	2389
造成合計	160416	174404	172491	188484	202600	338208	322401
運 営							
競争力向上	67591	115378	127789	116442	136778	263360	311451
果樹競争力向上	67591	115378	127789	116442	133778	110089	116917
畜産競争力向上	0	0	0	0	0	107039	124328
食糧および園芸競争力向上	0	0	0	0	3000	46232	70206
直接被害支援 1)	24693	53014	66788	56486	36692	0	55000
基金運営費	2271	3593	4065	4099	3733	3398	3321
純支出計	94555	171985	198642	177027	177203	266758	369772
余裕資金運用	65861	68280	42129	53586	78983	149337	70708
運営合計	160416	240265	240771	230613	256186	416095	440480

資料：『FTA および農安基金の運営現況』内部資料、農水産物流通公社、2009 年

注：1）所得補填と廃業支援からなる。韓チリ FTA に関わる廃業支援は、2008 年で終了。所得補填は 2009 年まで一度も行われていない。

基金の造成と運営実績をみると、造成合計が 2007 年から 2008 年に 140 億ウォンほど増額し、2009 年にはさらに大きく増加し 3382 億ウォンとなっている（第 4 付表）。造成の

大部分は、政府出えん金（農特会計からの転入金）であり、表をみると分かるように、基金が設置された当初は造成のほぼ 100%が政府出えん金であった。近年では 9 割弱になっており、残りは融資元金の回収などである。

運営項目については、純支出の 2～3 割を直接被害支援（廃業支援）が占めている。純支出の残りは、第 4 節（3）で見た競争力強化事業に当てられ、2007 年からは畜産関連事業もはじまり、畜舎施設近代化支援、優良子牛の生産肥育施設支援、ブランド牛育成支援等に活用されている（ただし FTA 履行支援基金による運営は 2009 年から開始）。

（3）畜産発展基金

設置根拠は、畜産法であり、1974 年に設置され、1976 年から運営が開始されている。設置目的は、畜産業の発展と畜産物の円滑な需給および価格安定に必要な財源を確保することであり、畜産業の構造改善および生産性向上、家畜改良および経営改善などの事業を行っている。2010 年において、主務部署は農林水産食品部である。

基金の収入実績は、2008 年 8645 億ウォン、2009 年 7138 億ウォンであり、融資資金の回収、民間出えん金などからなる。

（4）農産物価格安定基金

設置根拠法律は、農水産物流通および価格安定に関する法律であり、1966 年に設置され、1968 年に運用が開始された。設置目的は、農産物の円滑な需給および価格安定の企画と農産物の流通構造改善促進である。主要事業としては、農産物価格安定事業（政府備蓄や民間買い入れ）などがある。主務部署は農林水産食品部である。

基金収入は、9 年実績 23613 億ウォン、10 年計画 22298 億ウォンであり、内訳は、融資元金回収（9 年実績 12818、10 年計画 12903 億ウォン）、官有物の売却代（5955 億ウォン、6170 億ウォン）などからなり、政府出えん金はほとんどない。

（5）農地管理基金

この基金は、「韓国農漁村公社および農地管理基金法」を設置根拠法律として、1981 年に設置された。運営・管理は、農林水産食品部の農地課が、受託管理は、韓国農漁村公社が行っている。設置目的は、営農規模適正化、農地の集団化、農地の造成および農地の効率的な管理と海外農業開発に必要な資金の調達・供給である。

基金運営の現況をみると分かるように（第 5 付表）、2008 年の収入の半分以上が、法的負担金、つまり農地保全負担金であった。2009 年には、比率は小さくなるが、7000 億ウォンの負担金収入があった。

第5付表 農地管理基金の収入内訳（実績値）

（億ウォン）

項目	2008	2009
収入合計	23281	24411
経常移転収入（法定負担金）	14127	6973
融資元金回収	3448	3463
金融機関予置金回収	3138	10899

資料：韓国企画財政部（各年版）。

〔注〕

- (1) 70歳以上の比率も、1970年の2.9%から、96年の10.7%を経て、2006年に22.8%を記録している。
- (2) ただし、2000年は50.6%であった。
- (3) 食料自給率の低下自体は、経済全体における農業の比較劣位化を反映したものであり、市場の失敗が存在しない限り問題であるといえない。したがって政府の介入には、R&Dへの過少投資などなんらかの市場の失敗が前提となる。
- (4) 本節の内容は、韓国外交通商部（2011）を参考にした。
- (5) 韓国外交通商部（2007）、韓国農林部（2007a）を参照。
- (6) 2006年の関税割当（TRQ）量が22.1万トンで、一次税率は5%であった。
- (7) 韓米FTAにおける関税割当（TRQ）は、全て税率が0%である。
- (8) τ は現行関税率を表すが、TRQがある場合には二次税率を示す。
- (9) ()内の τ は現行二次関税率を示し、一次： $x\%$ は、既存関税割当（TRQ）の一次税率が $x\%$ であることを示す。
- (10) 水参とは、乾燥させず未加工状態の人参。紅参は、水参を蒸して乾燥させた赤色の人参。白参は、細い根を除去し乾燥させた人参であり、本参、尾参、雑参に区分される。本参は収穫した状態の人参であり、尾参は人参の細い根、そして雑参は商品性の低い部分を集めたものである。
- (11) 韓国農村経済研究院の崔世均研究委員、高麗大学の安ビョンイル教授からのヒアリングによる。
- (12) FTA総合支援ポータル（2011）に詳細な説明がある。補論の2)FTA履行支援基金も参照。
- (13) 耕地規模が30a以上あるいは年間農畜産物販売額が200万ウォン以上である農家の中で、農家収入が農外収入より多い農家。したがって専業農であっても自給的な農家は除かれる。
- (14) 菜園栽培などによる0.3ha以下の営農は認定している。
- (15) 数値は韓国統計庁。年金とは、4大公的年金（国民、公務員、私学、軍人）および金融圏年金保険など定期的に受けとるものを指す。
- (16) 韓国の高い賃金水準から考えると、輸出が可能なものは、安全性などが確保された高付加価値農産物であり、まさに、現在先進国の消費者が要求するものである。
- (17) 本補論は、韓国企画財政部（各年版）、「基金現況」（各年版）を参考にした。

[引用文献]

- 対外経済政策研究院ほか（2007）「韓米 FTA の経済的効果分析」（国会韓米 FTA 特委報告資料）
（www.mofe.go.kr/division/br_ep/br_ep_01.php?action=view&t_code=29&no=79940）
- 対外経済政策研究院ほか（2010）「韓 EU FTA の経済的効果分析」
（http://www.kiep.go.kr/skin.jsp?bid=pub_main_view&grp=publication&num=185397）
- FTA 総合支援ポータル（2011）「国内支援対策」（<http://fta.korea.kr/kr/support/damage/01/>）。
- 韓国農林部（2007a）「韓米 FTA 協定文」（www.maf.go.kr/fta_index.jsp）
- 韓国農林部（2007b）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策（案）」
- 韓国農林部（2007c）「韓米自由貿易協定締結による農業部門の国内補完対策」
- 韓国農林部（各年版）『農業基本統計』
- 韓国農林水産食品部（2009）「韓 EUFTA（自由貿易協定）仮署名」報道資料
- 韓国農林水産食品部（2010a）「2009 年度農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書」
- 韓国農林水産食品部（2010b）「韓 EUFTA 締結に伴う国内産業の競争力強化対策」
- 韓国農村経済研究院（各年版）『食品需給表』
- 韓国外交通商部（2007）「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」
（www.mofat.go.kr/mofat/fta/kor_0707/kor_list.htm）
- 韓国外交通商部（2011）「自由貿易協定」（<http://www.fta.go.kr/new/ftakorea/policy.asp>）
- 韓国企画財政部（各年版）「予算概要参考資料」
- 韓国関係部処合同（2009）「韓 EUFTA 詳細説明資料」
- 韓国銀行（2011）『経済統計システム』（ecos.bok.or.kr/）
- 韓国統計庁（各年版）『農業基本統計』